

◆（山本由美子議員） ただいま議長より発言のお許しを頂きました、公明党議員団の山本由美子でございます。

質問に入ります前に、3月末をもって退職されます部長をはじめ職員の皆様におかれましては、長年にわたり亀岡市政発展のため、御尽力をいただきまして、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。くれぐれも健康に御留意いただき、新たな立場でさらに御活躍されますことをお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

まず初めに、防災・減災対策についてお伺いいたします。

近年、集中豪雨の増加に伴い、全国各地で豪雨災害が頻発しています。平成28年8月に発生した台風10号によって、岩手県管理河川である小本川が決壊し、高齢者グループホームにおいて、利用者等の逃げ遅れによる被害が発生したことを受け、社会福祉施設、学校、医療施設など、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、水防法及び土砂災害防止法が平成29年6月に改正されました。これにより、市町村地域防災計画に定められた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者などに対して、避難確保計画の作成、同計画に基づく避難訓練の実施が義務づけられました。

そこでお伺いいたします。

亀岡市地域防災計画に定められている浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に所在している要配慮者利用施設数をお聞かせください。

○副議長（小川克己） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

災害時要配慮者利用施設における避難確保計画の作成につきましては、近年、自然災害により、要配慮者利用施設で甚大な被害が発生していることを背景に、高齢者、障がい者、乳幼児など、災害時における要配慮者の迅速かつ円滑な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の中に所在する施設の管理者等に、災害時における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられたものであります。

本市における対象施設の数につきましては、水防法に基づく河川の浸水想定区域内に30施設、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内には21施設が立地しており、これらの施設では来年度末までに避難確保計画を作成いただき、その後、定期的に避難訓練を実施することで、災害時、より早い段階から適切な避難行動を開始できる準備を進めていただくことといたしているところでございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 次、2点目ですけれども、国土交通省では、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施など、必要な事項を定めた避難確保計画については、令和3年度末までに作成率を100%として、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しております。

先ほど御答弁いただきました要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況について、お尋ねいたします。

○副議長（小川克己） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 本市の災害時要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況につきましては、浸水想定区域内の30施設のうち13施設、土砂災害警戒区域内21施設のうち10施設で、避難確保計画が現在作成されております。

施設の種別ごとでは、まず、浸水想定区域内の施設において、老人福祉関係施設2施設、介護保険施設5施設、児童館1施設では全ての施設で作成が終わっております。児童福祉施設では6施設中4施設、医療提供施設2施設中1施設で作成済みという状況でございます。また、サービス付高齢者向け住宅3施設、障がい福祉サービス事業所5施設、文教施設6施設ではいずれも未作成であり、作成されていない施設に対しては、今後作成に向けて、引き続き要請してまいりたいと考えております。

次に、土砂災害警戒区域内の施設ですが、児童福祉施設2施設、老人福祉関係施設4施設、児童館2施設につきましては、全ての施設で作成が完了し、介護保険施設では3施設のうち2施設で作成が終わっております。

一方で、障がい福祉サービス事業所2施設、身体障がい者社会参加支援施設1施設、医療提供施設2施設、文教施設5施設では、現在のところ作成が進んでいない状況ですので、今後、計画の作成について、継続的に要請してまいります予定でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 御丁寧にありがとうございました。

浸水想定区域内では30施設のうち13施設、土砂災害警戒区域では21施設のうち10施設が計画作成済みであるということを確認させていただきました。

避難確保計画が実効性のあるものにするためには、施設管理者などが主体的に作成することが重要であるとされております。要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、本市の支援の取組をお尋ねいたします。

○副議長（小川克己） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 避難確保計画を実効性あるものにするためには、施設管理者等がその必要性を理解し、主体的に作成していくことが最も重要であると考えております。これまでの取組といたしましては、法改正により、計画の作成が義務づけられた平成29年度以後、定期的に各施設における計画の作成状況を確認し、必要に応じて各施設の所管課職員と防災担当職員が連携して、計画作成の趣旨や必要性の説明を行い、それぞれの施設における防災上の課題等を確認しながら、国のガイドライン等を活用するなどして、作成に向けたアドバイスを行ってきたところでございます。

今後につきましても、防災担当課と各施設の所管課が連携を図りながら、施設管理者の皆さんに、水害や土砂災害の危険性や実際の被災事例などを丁寧に説明し、御理解をいただく中で作成を支援してまいりたいと考えております。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 計画を作成する過程において、避難確保計画の必要性を認識していただくことが重要であるとなっており、施設管理者などに集まっていたいて、計画作成上のポイントを解説しながら、その場で計画を作り上げる講習会の取組を実施されている自治体もございます。本市においても、コロナ禍の状況を見てということになると思うのですが、そういう機会を作っていただきたいと思います。

そして、ホームページ上に、法改正により避難確保計画が義務化されたことを掲載するとともに、計画作成のための手引やひな形、国土交通省のホームページで作り方の動画も発信しておりますので、リンクを貼るなどして、いま一度、周知徹底に努めていただくよう、お願いいたします。

次に、作成された避難確保計画に基づく避難訓練の実施状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○副議長（小川克己） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 各施設の避難訓練実施状況につきましては、消防計画等他法令に基づく訓練は実施されているものの、避難確保計画に基づく訓練の実施状況については、現在のところ、十分に把握できていない状況でございます。今後、避難確保計画の作成状況と併せて、訓練の実施状況や内容についても十分確認し、それぞれの施設で効果的な訓練を実施していただけるよう、支援をしてまいりたいと考えております。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 把握をされていないということでした。この避難訓練については、市に報告する義務はございません。しかし、避難訓練を実施することで、作成された避難確保計画の実効性の確認にもつながりますし、問題点に気づくことにもつながるものと考えますので、訓練の実施については、市としてしっかりと把握していただきたいと思います。

昨年7月に、熊本県の特別養護老人ホーム千寿園の入所者14名が、河川の氾濫により犠牲になりました。各地で高齢者施設の被害対策について、再検証する大きなきっかけとなっております。避難確保計画については、一度提出すれば終わりではなく、実態に即した計画になっているか、提出された計画や避難訓練の実施状況を定期的に確認していくことについて、御見解をお伺いいたします。

○副議長（小川克己） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 災害時要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施につきましては、訓練と計画の修正を繰り返し行うことで、より効果的な災害対応が実現するものと考えており、定期的に計画の活用状況などを確認し、運用上の課題の解決や計画の修正についても、継続的に支援していくことが必要であると考えております。そのために、各施設の実情に応じて運用しやすい計画にしていくことが大切であると考えておりますので、消防計画など、他法令に基づく同じような内容の計画と避難確保計画の一体化を図るなど、国のガイドライン等を参考として、効果的な避難行動

が実現できるよう、技術的なアドバイスを含めた支援に努めてまいりたいと考えております。

また、各施設の避難訓練につきましても、定期的実施状況を確認し、災害時の円滑な避難が実現できるように努めてまいります。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは6点目、頻発、激甚化する自然災害に備えるため、専門的な知識を持つ人材の活用を進める必要があると考えます。地域の気象災害情報に詳しく、自治体の防災対策を支援する専門家、「気象防災アドバイザー」の活用に向けた仕組みづくりについて、御見解をお伺いいたします。

○副議長（小川克己） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 気象防災アドバイザーは、地元の気象に精通し、地方公共団体の防災対応を支援することができる人材として、主に気象台OBなどに気象庁が委嘱するもので、活動内容は自治体との契約内容によって様々であります。平時は日々の気象解説や研修の講師等に従事する傍ら、大雨等の災害対応時には、各地域における気象状況の見通し、解説など、自治体の気象に関する防災対応力の強化を図るための制度と聞いているところでございます。

本市においては、日常の気象情報の収集及び災害時の情報分析等に関して、京都地方気象台と連携して対応しているところでございます。気象台では、近年頻発する局地的な災害に的確に対応するため、京都府の北部・中部・南部を3つのブロックに分け、それぞれの地域に専属チームを担当させ、平時においても1日2回、天候の見通しを配信し、また、台風接近等に伴う非常時には、各自治体に対して、今後の気象変化や災害発生などについて、きめ細やかな情報を提供するなど、防災対応力の強化を図っているところでございます。

現時点で、気象防災アドバイザー制度を継続的に活用する計画はありませんが、気象に関する研修や講演など、ニーズに応じたスポット的な活用も可能と聞いておりますので、今後の参考にさせていただき、市民の防災意識の向上並びに職員の災害対応力の強化に向けた取組の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

防災・減災対策が地方行政でも大きな柱となる中、専門家が自治体をサポートする意義は本当に大きいと感じております。

気象庁が委嘱する、この気象防災アドバイザーについては、先ほど市長のほうからも言っていただきましたけれども、災害時以外の活動として、防災マニュアルの作成や見直し、防災訓練への協力など、幅広い活動が想定されており、自治体の防災力を向上させる即戦力として期待されているところでございます。

本市では、気象台と連携を取って対応しているということでありましたけれども、この気象防災アドバイザーの活用に向けても、また御検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、産後ケア事業の充実について、お尋ねいたします。

近年では核家族化や晩婚化が進み、産前産後で心身が不安定な時期に、家族などの身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤独感を抱いたり、鬱状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している状況があります。出産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児などの相談を受ける産後ケア事業を充実させるなど、さらなる支援が必要であると考えます。

産後ケア事業においては、予算や人員確保などの課題を抱え、導入できない自治体もある中で、本市では、平成 28 年度には子育て世代包括支援センターの設置、平成 29 年度より産後ケア事業として、産後 4 か月未満の母子を対象に、支援を行っていただいているところです。

そこでお伺いいたします。

産後ケア事業の宿泊型、日帰型、訪問型の利用状況について、お聞かせください。できましたら、令和元年度の利用状況も教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（小川克己） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） こども未来部長、お答え申し上げます。

利用状況ということで、まず今年度 2 月末現在の利用件数ですが、産婦人科病院に委託をする宿泊型で 2 件、助産師が自宅に出向く訪問型で 7 件ございます。助産院に委託をする日帰型につきましては、今年度、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、委託助産院での実施が見送られている状況がございます。

なお、前年度、令和元年度につきましては、宿泊型が 6 件、日帰型が 1 件、訪問型はゼロ件でございました。

以上です。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

2 点目です。

国において、産後ケア事業の全国展開を図ることを目的に、令和元年 12 月に母子保健法の一部を改正する法律が公布され、改正法は令和 3 年 4 月からの施行となります。本市では現在、産後ケア事業の対象者を産後 4 か月未満の母子としていますが、改正法においては、低出生体重児の場合に、入院期間の長期化で、退院時期が出産後 4 か月を超える場合もあることや、産婦の自殺は出産後 5 か月以降にも認められるなど、出産後 1 年を通して、メンタルヘルスケアの重要性が高いことなどを踏まえて、産後ケア事業の対象者を出産後 1 年を経過しない女子及び乳児とされております。

この改正法の趣旨を踏まえて、産後ケア事業の対象時期を拡充する考えはないか、お尋ねいたします。

○副議長（小川克己） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） 母子保健法の一部改正により、今、おっしゃっていただきましたように、利用年齢が4か月から1歳に引き上げられたことに伴いまして、本市におきましても、対象者の状況やニーズ等に合わせて、産後ケア事業の利用が必要な方には、対象時期を1歳までと拡充して実施しているところです。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

対象者を1歳まで拡充していただけるということで、確認させていただきました。よろしく願いいたします。

それでは次に、産後ケア事業を必要とされる方が利用をちゅうちょすることがないように、自己負担を軽減する考えはないか、お伺いいたします。

○副議長（小川克己） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） 本市の産後ケア事業利用者の自己負担につきましては、利用者の所得に応じた額としております。

一例を申し上げますと、訪問型では、御夫婦の前年所得合計額が730万円以上のA階層は4,500円、市民税課税世帯のB階層は2,250円、市民税非課税世帯のC階層は900円、生活保護世帯及び市民税非課税の単身世帯はゼロ円としております。これは、南丹市や長岡京市等とほぼ同額であることから、他の自治体と比較しても、本市が特に高額という状況ではございません。しかし、事業の利用促進を目的に、京都府では来年度から、1回の利用に限り、自己負担の半額を補助する制度を導入する予定と聞いております。

本市としましては、京都府の補助制度を注視し、近隣自治体とも協議する中で、産後ケア事業の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

府のほうで、産後ケア事業の利用促進支援として今回の当初予算に計上していますので、近隣の市町と歩調を合わせていただくということでおっしゃったのですけれども、そういう中において、利用者を第一に考えていただきまして、負担をできるだけ少なくしていただいて、利用しやすい状況、環境を作っていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、特に人との距離が広がったコロナ禍での新しい生活において、出産後の母親の産後鬱のリスクが2倍に増えていることが、筑波大学の調査で分かっています。産後ケア事業の周知が必要であると考えますが、現状と今後の取組について、お伺いいたします。

○副議長（小川克己） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） 現在、BComeで母子手帳を交付する際に、妊婦の家族背景に合わせて、様々な情報提供を行っており、特に産後ケア事業が必要と思われる方につきましては、より丁寧に事業の御案内を行うなど、周知を図っているところです。さらに必要とする方が漏れ落ちることがないように、その後の妊婦訪問や新生児訪問等においても、継続的な周知に努めており、今後も産婦人科医院とも連携を図りながら、利用対象者に向けて周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 次に、産前・産後に体調不良などで支援が必要な場合、家事や育児をサポートする事業の実施について、御見解をお伺いいたします。

○副議長（小川克己） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） 現在、支援が必要な方には、妊産婦の御家族を含め、一時保育や一時預かり等のサポート調整や、シルバー人材センターの家事支援、ファミリーサポート事業等の紹介も含めた相談支援を行っているところです。しかし、一部事業では、生後3か月以降を要件とするなど、利用制限もあることから、今後、他の自治体の実施状況や本市の社会資源等との関係性も鑑みながら、サポート事業について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 一時預かり、一時保育のサポート調整やシルバー人材センター、ファミリーサポートなどを紹介していただいているということで、聞かせていただきました。妊産婦の方の様子で、何か気になったときに、やっぱり市との連携というのがすごく大事になってくると思いますので、子育て支援の場で活動していただくための知識や技術を習得するための研修を受けられた方、例えば京都府の養成講座を実施している産前・産後訪問支援員の方などにご協力いただいて、精神的なサポートとともに実際に手伝ってもらいたいなと思っておられる家事支援なども市の事業として行っていただきたいと、紹介とかではなくて、委託にしても、市がしっかりと責任を持ってやっていく事業にしていきたいと思うのですけれども、再度答弁をお願いします。

○副議長（小川克己） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） まずどのようなニーズがあるのかということも、現在も十分そのあたりは面談しながら、妊産婦さんや御家族等からも聞き取りをしているところです。そのような状況の中で、なかなかやはり支援はそこまで必要ないというような声も聞いたりもしますので、まず実態のほうをしっかりと把握して、やはり必要だということも踏まえて、検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。
それでは6点目です。

従来の母子健康手帳を補完する電子母子手帳アプリを導入し、予防接種のスケジュールやタイムリーな情報などを提供できる環境整備を図る考えはないか、お尋ねいたします。

○副議長（小川克己） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） 母子健康手帳には、多くの妊産婦子育て情報が掲載されているとともに、子どもの成長発達確認ができる項目も分かりやすく記載され、成長の節目に十分活用していただくよう、母子健康手帳の交付時や各乳幼児健診実施時等、機会あるごとに母子健康手帳の活用方法を保護者にお伝えしているところです。また、近年、スマートフォンの利用が増えており、BComeにおいても、SNSを利用した子育て関連情報の発信に取り組んでいるところですが、今後、他市の状況も把握する中で、アプリの研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 先進的に取り入れておられるところに聞きましたら、市の職員や保健師、助産師などとオンラインで、顔を見ながら相談できる機能もあるということで、コロナ禍にあっては本当に安心につながって、大好評だったということでした。あとは予防接種の自動スケジュール管理ができるので、役に立っているというお話を聞きました。

今回、産後ケア事業の充実ということで質問させていただいたのですけれども、先ほど部長も言っていただきましたけれども、産前・産後で本当に何が必要なのかというニーズ調査をしっかりとしていただいて、本当に必要な支援が届くようお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、がん対策について、お伺いいたします。

初めに、子宮頸がん予防ワクチン接種の個別通知についてであります。

平成25年4月に定期接種となった子宮頸がん予防ワクチンは、接種後に様々な副反応が報告されたことにより、厚生労働省はその年の6月に、ワクチン接種の積極的勧奨を差し控えるよう求める勧告を出しました。多くの自治体が接種対象者に対し、個別通知などによる通知を行わなくなったことで、約70%あった接種率が1%未満に落ち込み、現在でもその低迷は続いております。日本では、年間約1万人の女性が子宮頸がん罹患し、約2,900人の方が亡くなるなど、重大な疾患となっております。定期接種という位置づけは変わらないものの、8年前、国が積極的な接種勧奨を中断したことで、ワクチンの存在すら知らない方が多く、接種機会を逃してしまうことや、自費で接種すると3回で約5万円と高額になるため、結局接種しないままになってしまうことが問題になっておりました。周知不足に危機感を感じた自治体が、接種対象者に個別通知を送る

など、独自で情報提供する動きも広まっていたことから、昨年3月議会の一般質問で、子宮頸がん予防ワクチンの接種期限が迫る世代へ、接種するかどうかについて、検討、判断ができるよう、情報提供について個別通知を求めたところです。

本市では、昨年10月に定期接種対象期間を終える高校1年生に向けて、子宮頸がん予防ワクチンについて個別通知による情報提供を実施されました。そこに至った経緯をお聞かせください。

○副議長（小川克己） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 健康福祉部長、お答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチン、ヒトパピローマウイルスワクチンと言うようですが、先ほど議員から御紹介がありましたように、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が、ワクチン接種後に特異的に見られたことから、副反応の頻度がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種の積極的な勧奨が差し控えられてきましたが、令和2年10月9日付で、国のヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応が一部改正されまして、積極的な勧奨にならないよう留意しながら、対象者に個別通知によって情報提供することとされました。それを受けて、本市におきましては、10月23日に、接種最終年となる高校1年生に相当する年齢の女子を対象に、ワクチンの有効性やリスク、公費での接種期限等について、情報提供を行ったところでございます。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 国から正式な通知が届いたため実施に至ったということですか。

国からの通知を受け、来年度から個別通知を検討するという自治体もある中で、本市では迅速な対応を取っていただきました。

個別通知後の接種状況、対象者などからの意見など、反響はどうであったのか、お尋ねいたします。

○副議長（小川克己） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 情報提供後、数件ではございますが、電話で接種間隔や公費での接種期限についてのお問合せがあったところでございます。今回、通知しました対象年齢者のうち、初回接種の方は、10月は4人でありましたけれども、11月には23人、12月には8人であったことから、一定、情報提供の反響があったものと考えております。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 接種対象者に子宮頸がん予防ワクチンの最新の正しい情報を知っていただき、接種の判断をしていただけたということで、まさにこの個別通知の目的を果たすことができたのではないかと考えております。

接種対象者である小学6年生から高校1年生相当の女子へ、今後、どのように情報提供していくのか、お聞かせください。

○副議長（小川克己） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 今後におきましても、国の動向を注視しながら、必要な情報提供を行ってまいりたいと考えております。令和3年度につきましては、亀岡市の広報紙やホームページ、チラシ等でお知らせをするほか、接種対象者全員に、個別通知により情報提供を行う予定といたしております。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 令和3年度は対象者全員に個別通知をしていただけたということで、確認させていただきました。

昨年10月に、個別通知による情報提供をしていただいたのですが、このワクチンは間隔を空けて3回接種しないといけないのです。ですので、今回、10月に送られて、年度末の3月に3回目が間に合わなくて、自費で打たれるという方も出てくる可能性もやっぱりありますので、今回全員に送っていただけたということですので、令和3年度は余裕を持って、年度内にきっちり3回接種できるように、そこも含めて考えていただいて、個別通知の送付をお願いいたします。

それでは次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診を控える傾向があり、健康上のリスクが高まることへの懸念が指摘されています。検診促進や正しい知識の普及啓発などが重要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。

コロナ禍で5つのがん検診の受診状況と、受診機会を確保するため今後の対策について、お伺いいたします。

○副議長（小川克己） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 令和2年度のがん検診につきましては、国からの通知等に基づく、必要な感染予防対策を講じ、受診する市民の方に協力をしていただきながら、がんの早期発見のため、受診機会の確保に努めたところでございます。

令和2年度はやや減少が見られた検診もございましたが、集団検診においてはほぼ例年どおりの受診がありまして、全体としては大きな受診者の減少は見られていない状況でございます。

平成30年度から今年度の受診者数を1つずつ申し上げたいと思います。

胃がん検診ですが、平成30年度が1,763人、令和元年度が1,817人、令和2年度が1,717人。

肺がん検診につきましては、平成30年度が3,110人、令和元年度が3,156人、令和2年度が3,193人でございます。

大腸がん検診は、平成30年度が3,621人、令和元年度が3,789人、令和2年度が3,764人。

子宮がん検診につきましては、平成 30 年度が 3,713 人、令和元年度が 3,850 人、令和 2 年度が 3,752 人。

乳がん検診の 40 歳以上の受診者は、平成 30 年度が 1,830 人、令和元年度が 1,777 人、令和 2 年度が 1,701 人となっております。

これらの状況は、コロナ禍を通じて健康への意識が高まっていることも考えられ、がん受診の必要性について、引き続き周知啓発を行ってまいりたい。さらに来年度も感染状況や国からの情報に基づきまして、実施時期や 3 密を避けるための会場の選定、実施医療機関等への情報提供などを行い、十分な感染症予防対策を講じ、安心して受診できる体制の整備に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

それでは次に、5 点目、小・中学校におけるがん教育については、平成 28 年 12 月に改正されたがん対策基本法において、がんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずる旨の文言が新たに記載されたことを受け、第 3 期がん対策推進基本計画（平成 24 年度～令和 4 年度）では、国は全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めることが示されています。京都府の生命のがん教育事業の活用も含め、がん教育の取組状況と、平成 29 年 3 月に公示された新中学校学習指導要領において、新たにがん教育についても取り扱うことが明記されたことを踏まえ、今後どのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

○副議長（小川克己） 教育長。

◎教育長（神先宏彰） 教育長、お答え申し上げます。

本市におきましては、これまでより、主に保健体育科において、生活習慣病の予防に係る指導の 1 つとして、がん教育を行っております。また、京都府では、京都府がん対策推進計画に基づき、がんに対する正しい理解の普及や、がん患者に対する偏見をなくすため、がんの病態や予防等に関する教育・普及啓発に取り組むこととし、平成 25 年度から生命のがん教育推進プロジェクト事業が実施されており、その事業を活用し、市内の幾つかの小・中学校において、「生命のがん教育授業」を実施しているところでございます。

中学校の新学習指導要領が改訂され、新たに保健体育科にがん教育が明記されたところでございますが、今までからの取組も踏まえる中で、これからも京都府の生命のがん教育授業を積極的に活用するなど、学校におけるがん教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

この生命のがん教育授業というのは、外部講師を活用してがん教育を行うということで理解してよろしいでしょうか。

○副議長（小川克己） 教育長。

◎教育長（神先宏彰） 京都府の事業である生命のがん教育推進プロジェクト事業の活用によって、医療関係者やがん経験者などの外部講師をお招きしまして、講義を受けることなどを行っております。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） これまでの実績が分かりましたら、お願いいたします。

○副議長（小川克己） 教育長。

◎教育長（神先宏彰） 児童生徒自身のがん予防はもちろん、生活習慣病などの予防にもつながっていると考えております。そうしたことを通して、児童生徒の健康づくりにも効果があると考えております。また、児童生徒が学校で学んだことを家庭内で保護者等に話すことを通じて、家族のがん予防や健康増進にも期待できると考えております。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 効果のほうを多分お話ししていただいたのかなと思うのですが、どのくらいの方が活用していただいているのかというのが分かりますでしょうか。

○副議長（小川克己） 教育長。

◎教育長（神先宏彰） 事業の内容ということですか。

◆（山本由美子議員） 何年度に何校が活用しているのかが、分かりましたらお願いします。

◎教育長（神先宏彰） 平成30年度に小学校が1校、道徳教育で行っております。中学校が保健体育科の3年生で行っております。令和元年度に小学校が2校で、5年生、6年生、保健体育科等で行っております。中学校でも保健体育科で1校、小学校は3校でございます。令和2年度に中学校が1校で、保健体育科、3年生で行っております。そして小学校のほうは、保健体育科のほうで、4年生から6年生で行っています。そして令和3年度は今、照会中でございます。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 通告になかったのに、申し訳ありませんでした。今後もよりよいがん教育の提供をお願いしたいと思います。

それでは最後、6点目です。

がん治療と就労や社会参加の両立を支援するとともに、ウィッグや乳房補正具の購入に伴う経済的負担を軽減するため、経費の一部を助成する考えはないか、お尋ねいたします。

○副議長（小川克己） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） がんの治療をしながら仕事を続ける人や、社会参加をする人が増えている中、ウィッグや乳房補正具などの外見の変化へのケアも必要とされていることは、十分認識いたしております。そういった治療をする医療機関等を中心に、その人の希望や治療状況を踏まえた相談や情報提供がなされております。

経費助成の件でございますけれども、他の自治体の助成の実施状況を調査したところ、都道府県レベルでの助成を実施されていることが多くあるということが分かりました。本市といたしましては、現時点で市独自の助成の考えはございませんけれども、引き続き京都府の動向も踏まえて注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 必要性については認識しているということで、答弁いただきました。年代問わず、御要望の声を聞いておりますので、府のほうにもしっかりと要望して、働きかけていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは最後に、窓口のデジタル化について、お伺いいたします。

本格的な人口減少や少子高齢化が進行する中、地方公共団体においては、限られた職員数で質の高い行政サービスを維持・向上していく必要があり、人手に代わる新たな仕組みを構築することが課題となっています。このことから、市民からの各種問合せに対し、AIチャットボットを導入し、対応する自治体が増加しています。AIチャットボットとは、会話という意味のチャットとロボットを組み合わせた造語で、AI（人工知能）を活用した自動会話を行うプログラムのことです。市民の生活スタイルや働き方の多様化に合わせて、スマートフォンやパソコンで、24時間365日、年中無休で問合せ対応ができるAIチャットボットを導入し、職員の業務効率化、市民の利便性向上を図る考えはないか、お尋ねいたします。

○副議長（小川克己） 総務部長。

◎総務部長（石田尚） 総務部長、お答えいたします。

チャットボットサービスは、近年多くの事業者が対応するアプリケーションを発表したことで、一般的に認知されるようになった自動応答する仕組みです。これまで、標準化が困難と思われてきた市民相談のような非定型業務においても、AIの技術により適切な回答を導き出すことができます。これらのことから、コロナウイルス感染予防に注意しなければならない状況においても、人と人が対面せずに、いつでも市民が聞きたい情報を、チャットボットが代わりに回答するようになります。

今月、公開を予定しております次期亀岡市情報化推進計画では、AIチャットボットサービスを有効活用した問合せ窓口の自動応答の推進を施策に掲げており、令和3年度

において、AIチャットボット導入に向けた基礎調査を実施する計画としているところでございます。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 前向きな御答弁を頂きました。よろしく願いいたします。それでは2点目、書かない窓口についてです。

書かない窓口とは、申請者の方が記載台で、申請書や届出書の記入をすることなく、窓口で職員が必要事項を聞き取りながら、パソコン等の端末にデータ入力を行い、申請者は印刷された内容を確認し、署名を行うことで、申請手続が完了するというものです。この書かない窓口の導入効果としては、申請者は手続に必要な書類の種類や記載方法に悩むことがなくなるほか、複数の申請がある際、何度も申請書に記入する必要がなくなり、窓口の滞在時間も短縮され、市民サービスの向上につながります。また、システム化により、職員側も申請内容の確認作業が効率化されるほか、入力処理の自動化が可能となり、事務負担の軽減にもつながるとされています。記載台で申請書に記入する市民の負担を取り除く、書かない窓口についての認識をお聞かせください。

○副議長（小川克己） 企画管理部長。

◎企画管理部長（浦邦彰） 企画管理部長、お答えいたします。

職員が来庁者から聞き取りを行って申請書類を作成する書かない窓口につきましては、埼玉県深谷市や三重県松阪市等におきまして、先進的な取組として実施されていると認識しているところでございます。

国におきましては、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を打ち出され、自治体のデジタル化推進も強く求められるようになっておりますが、実現には、インフラ整備のための財源や人員等の課題も多いところでございます。

本市におきましても、市民の利便度及び行政事務の効率化につながる窓口のデジタル化に向けまして、課題を踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小川克己） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 課題もあるということではありますが、先進的な自治体を参考にさせていただきながら、市民の負担を大きく軽減し、簡単で正確、そして分かりやすい窓口、書かない窓口の導入に向けて、御検討をお願いすることを要望といたしまして、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。